

大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る有識者委員会
(絶対高さ) (第3回)

次第

日時：平成25年10月29日(火)

場所：消費者生活センター大集会室

1. 建築物の最高高さの検討(資料1)

2. 高度地区指定における絶対高さ制限の特例的な運用について(資料2-1~2-3)

3. その他

■配布資料

資料1：建築物の最高高さの検討

資料2：2-1)高度地区指定における絶対高さ制限の特例的な運用について
2-2)他区の高度地区指定における制限の緩和等について
2-3)大規模敷地について

参考資料：1)第2回有識者委員会 主な意見
2)第3回庁内検討委員会 意見要旨